

構造物評定委員会運営規定

(目的)

第1条 構造物評定委員会（以下「委員会」という）は、既存建築物の耐震診断結果及び耐震補強計画の妥当性について審査し、構造物の耐震安全性と信頼性の評価を通じて社会に貢献することを目的とする。

(設置等)

第2条 委員会は、理事会の議決により設置又は改廃を行なう。

(構成員)

第3条 委員会は、学識経験者の評定委員（以下「学識委員」という）並びに協会選出の評定委員（以下「協会委員」という）、専門委員、幹事会委員の各委員をもって構成する。

2. 協会選出の各委員は、正会員を原則とする。但し、会長推薦により、会員外の有識者に委員を委嘱することができる。
3. 評定委員及び評定委員長、幹事長は理事会の承認により、会長が委嘱する。また、評定委員長の指名により副委員長を選出し、会長が委嘱する。
4. 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。任期中の交代又は新任の委員の任期は、在任委員の残任期間と同じとする。

(定員)

第4条 評定委員会の定員は、30名以内とする。但し、評定委員の構成員は、学識委員が過半数を超えるものとする。

(委員会)

第5条 評定委員会は、原則として月1回の開催とし、評定委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。なお、書面その他により意見の開陳があった委員は、出席と見做すことができる。

2. 評定委員会の議決は、出席委員の総意によることを原則とする。但し、議決が総意により得ないときは、その少数意見を付記して議了とすることができる。
3. 評定委員会に部会を編成し、部会審査の結果を評定委員会に報告する。
4. 部会は、原則として学識委員、協会委員2名以上で編成し、部会長は学識委員がこれにあたる。
5. 幹事会は、評定業務全般の運営にあたる。
6. 評定対象の主な部分の開発、耐震診断、補強計画等に関わった委員は、当該案件の評定、部会審査及び議決に関与することはできない。

(評定書)

第6条 評定書は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)に基づく耐震診断及び耐震改修義務履行を法的根拠とする診断等の妥当性の評価に適合するものである。

2. 評定書は部会長が作成し、評定委員長の承認により、協会が発行する。
3. 評定書の発行は、原則として評定終了後1ヶ月以内とする。

(守秘義務)

第7条 委員会の各委員は、評定及び部会審査の実施にあたって知り得た事項を第三者に漏らし又は本評定の目的以外に使用してはならない。

(その他)

第8条 委員会の設置・運営に係わる事務処理要綱、経費及び評定料金等は、理事会の承認により、会長が定める。

(附則) ・平成 7年9月27日 (案制定：実施)

・平成 8年4月18日 (制定)

・平成 14年4月17日 (改正)